



共通第1号様式（第7条第1項）

令和7年度 補助金等交付申請書

令和8年3月31日

函館市長 大泉 潤 様

申請者 函館上湯川町 10-12
社会福祉法人貞信福祉会
認定こども園 函館上湯川保育園
園長 奥山 早苗

補助事業等の名称 一時預かり事業

上記の補助事業等に関し、補助金等の交付を受けたいので、函館市補助金等交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業等の目的およびその概要

保育所を利用していない家庭における保護者の疾病や災害、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担の軽減のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児および幼児について保育所において一時的に預かる

2. 補助事業等の着手および完了の予定期日

着 手 令和7年4月 1日

完 了 令和8年3月31日

3. 補助事業等に要する経費 金 2, 8 0 3, 7 6 2 / 円

4. 補助金等交付申請額 金 1, 5 5 5, 0 0 0 / 円

補 助 事 業 等 の 実 績 書

申請者の概要	設立年月日 昭和 47 年 4 月 1 日 /
	構 成 員 職員 28 名 児童定員 85 名 /
	営む主な事業 保育事業
補助事業等の 内 容	保護者の社会参加、保護者の突発的な事情、保護者の心理的、精神的な負担の軽減のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について認定こども園において一時的に預かった。
補 助 事 業 等 の 実施による効果	保護者の緊急、一時的な理由により、家庭において保育を受けることが困難になった幼児を認定こども園において、一時的に預かることで、子育て支援及び地域の児童福祉の向上を図った。
備 考	・ 預かり料 7 : 00 ~ 13 : 30 ・ 8 : 30 ~ 16 : 30 土曜有 5,000 円 土曜無 4,000 円 / 7 : 00 ~ 16 : 30 ・ 8 : 30 ~ 18 : 00 土曜有 6,000 円 土曜無 5,000 円 / 7 : 00 ~ 18 : 00 土曜有 7,500 円 土曜無 6,000 円 / ・ 時間外保育 7 : 00 ~ 8 : 30 ・ 13 : 31 ~ 16 : 30 ・ 16 : 31 ~ 18 : 00 ・ 18 : 01 ~ 19 : 00 各 250 円 / ・ 土曜日利用 8 : 30 ~ 16 : 30 550 円（預かり料 250 円、給食費 300 円） 7 : 00 ~ 18 : 00 1,050 円（預かり料 750 円、給食費 300 円） /

- （注）
1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. 工事の施行を伴う場合は、その実施設計書および図面を添付すること。
 4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補 助 事 業 等 の 収 支 決 算 書

収入の部

（単位：円）

項 目	本年度予算額A		本年度決算額B		増減B-A		内 訳
		うち、 補助事業対象		うち、 補助事業対象		うち、 補助事業対象	
一時預かり事業 運営費補助金	1,297,400	1,297,400	1,555,000	1,555,000	257,600	257,600	幼稚園型 1,555,000円
施設等利用費	650,000	650,000	888,000	888,000	238,000	238,000	
保護者負担金	80,000	80,000	198,500	198,500	118,500	118,500	幼稚園型 198,500円
施設運営費	433,260	433,260	162,262	162,262	-270,998	-270,998	
合 計	2,460,660	2,460,660	2,803,762	2,803,762	343,102	343,102	

支出の部

（単位：円）

項 目	本年度予算額A		本年度決算額B		増減A-B		内 訳
		うち、 補助事業対象		うち、 補助事業対象		うち、 補助事業対象	
人件費							
管理費							
合 計	2,460,660	2,460,660	2,803,762	2,803,762	△ 343,102	△ 343,102	

※実績報告の場合

収支差引額

0 円

- （注）1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合は「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認めた書類を添付すること。